

食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書 (令和4年度) 概要 (案)

安全・安心な食品が安定的に供給されるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら、監視指導を着実に実施するとともに、オンライン配信や県ホームページを活用し、消費者や食品関連事業者に対する情報発信や啓発に取り組みました。

基本的方向1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実

【施策の実施状況】

- ① 「三重県食品監視指導計画」に基づき、以下の対策を重点監視指導事項として監視指導を実施しました。
(重点監視指導実施状況)
 - 発症時に重症化の可能性がある腸管出血性大腸菌等による食中毒の発生を防止するため、食肉及び食鳥肉の取扱施設に対する重点的な監視指導を実施。
 - 県内外からの観光客における食中毒の発生を防止するため、観光地の食品関係営業施設に対する重点的な監視指導を実施。
 - 冬期に多いノロウイルスによる食中毒の発生を防止するため、年末一斉取締時に飲食店等に対する重点的な監視指導を実施。
- ② 食品等事業者による適正な食品表示に向け、監視指導時に、「食品表示法」に基づいた食品表示状況を確認(758施設)するとともに、食品等事業者における不適正表示に対して、改善指導を実施し(154施設)、アサリの産地を偽装し、販売していた3事業者に対して指示・公表を行いました。
- ③ 消費者に安全な食品を提供するため、県内で生産又は流通する食品960検体について、微生物、残留農薬等の収去検査を実施しました。その結果、「食品衛生法」第6条違反が1件、「食品衛生法」の規格基準の違反が4件、県で定めた「食品の衛生管理指標」の不適合が37件あり、これら違反や不適合となった食品等事業者に対して、改善を指導しました。

【今後の対応】

- ① 食品等事業者において、HACCPに沿った適切な衛生管理が実践されるよう、引き続き、食品関係営業施設を対象とした「三重県食品監視指導計画」に基づく監視指導を実施します。
- ② 食品等事業者による適正な食品表示の確保を図るため、引き続き「食品表示法」、「三重県食品監視指導計画」に基づいた監視指導や、「景品表示法」に関する監視指導、啓発に取り組みます。
- ③ 食品の安全性を確保するため、「三重県食品監視指導計画」に基づき、収去検査に取り組むとともに、規格基準等に不適合があった場合には、指導及び改善確認を進めます。

基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

【施策の実施状況】

- ① 食品関連事業者における食の安全・安心確保に向けた意識を高めるため、医療保健部、環境生活部及び農林水産部が連携し、食品関連事業者に対してオンライン配信を活用したコンプライアンス研修会を開催しました(1回、47名)。
- ② 有機栽培や環境負荷を軽減する営農活動を行う生産者に対して、「環境保全型農業直接支払交付金」を通じた支援を行いました(24件、282ha)。

【今後の対応】

- ① 食品関連事業者における食の安全・安心確保に向けた意識の向上を図るため、医療保健部、環境生活部及び農林水産部が連携し、コンプライアンス研修会を開催します。

- ② 生産者による地球温暖化の防止や生物多様性の保全に向けた営農活動を促進するため、「環境保全型農業直接支払交付金」を活用した支援の拡大に取り組みます。

基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

【施策の実施状況】

- ① 県民の食育に対する関心を高め、適切な食習慣の定着を図るため、幅広い世代が利用する県立図書館等において、野菜摂取をはじめとしたバランスのとれた食生活の実践や栄養成分表示の活用に向けた展示により啓発しました（42回）。また、県民の野菜摂取を促し、自ら健康的な食生活を実践できるよう、「第9回健康野菜たっぷり料理グランプリ（ベジー1グランプリ）」を実施しました。さらに、応募作品の中から選ばれた優秀作品のレシピやPR動画を県ホームページに掲載するとともに、Web投票によりグランプリを決定しました（応募作品数185点）。
- ② 子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を形成できるよう、地場産物を使った「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」を実施し、優秀作品を表彰するとともに、その結果を県ホームページで紹介しました。
- ③ 三重県地域食育推進連絡会議を通じて、「みえ地物一番給食の日」の充実や学校給食における地域食材の使用を推進しました。

【今後の対応】

- ① 県民の食生活の改善につなげるため、食塩及び野菜の摂取量について調査・分析・評価を行い、県ホームページやSNSを通じて広く周知を図るとともに、健康づくり応援の店や給食施設を通じ、減塩や野菜摂取量の増加につながる取組を関係団体と連携して進めます。
- ② 子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を形成できるよう、地場産物を使った「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」を通じて県産農林水産物の利用を促進するとともに、これら朝食メニューの優秀作品等を県ホームページで発信することにより、食育を推進します。
- ③ 学校給食を食育の「生きた教材」として活用するため、「みえ地物一番給食の日」を実施し、学校給食における地域食材の使用を促進します。また、地域の農林水産業への関心や理解を深めるため、食育に係る既存の食育教材に加え、新たな教材を学校に提供します。

基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開

【施策の実施状況】

- ① 県民、食品関連事業者等及び県が、食の安全・安心やリスクへの対応に向けた正確な情報の共有と相互理解を深めるため、対面によるリスクコミュニケーションを実施しました（22回、445名）。また、人や地域、環境を思いやる視点から行動変容を促すため「みえエシカル消費普及セミナー」を開催しました（1回、78名）。
- ② 県民が自身の健康や食生活について正しい知識と理解を深めるため、関係団体と連携し、オンライン配信を活用した「食の安全・安心研修会」を開催しました（1回、51名）。

【今後の対応】

- ① 県民、食品関連事業者等及び県が、食品衛生や食品表示に関する正しい知識を共有し、相互理解を深めるため、意見交換会や研修会を開催するなどリスクコミュニケーションの機会を創出します。
- ② 県民、食品関連事業者・団体と連携及び協働しながら、食の安全・安心に向けた施策を推進するため、県民や食品関連事業者・団体を対象とした「みえ出前トーク」や「食の安全・安心研修会」の開催に取り組みます。